

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きが休日に当たる翌日)

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり医師を定めたので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年三月二十八日

目 次

◆告

示

- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 鳥獣保護事業計画の樹立
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 県道の路線の認定
- 県道の路線の廃止
- 道路の区域の決定
- 過疎地域対策緊急措置法による町道の改築に関する工事の完了
- 道路の位置の指定
- 道路の位置の一部廃止
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可

診療科目	氏名	住所
眼科	立川 多寿子	境港市上道町一六六二

鳥取県告示二百二十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ二第一項の規定に基づき、第三次鳥獣保護事業計画を立てたので、同法同条第四項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部造林課

鳥取県鳥取地方農林振興局

鳥取県八頭地方農林振興局

鳥取県倉吉地方農林振興局

鳥取県米子地方農林振興局

鳥取県日野地方農林振興局

鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月五日付で八頭郡佐治村大字津無三六〇番地奥田優ほか十七人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（飯盛山地区農用地開発）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- | | | |
|---|-------------|---|
| 一 | 縦覧に供する書類の名称 | 昭和四十七年三月二十八日 |
| 二 | 縦覧に供する期間 | 昭和四十七年三月二十九日から二十日間 |
| 三 | 縦覧に供する場所 | 岩美町役場 |
| 四 | 異議の申出 | 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。 |

- | | | |
|---|-------------|---|
| 一 | 縦覧に供する書類の名称 | 土地改良（飯盛山地区農用地開発）事業計画書の写し |
| 二 | 縦覧に供する期間 | 昭和四十七年三月二十九日から二十日間とする。 |
| 三 | 縦覧に供する場所 | 佐治村役場 |
| 四 | 異議の申立て | 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。 |

鳥取県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十五号

昭和四十七年一月二十六日付で岩美町長から申請のあつた土地改良（延興寺地区かんがい排水）事業計画について、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

整理番号	路線名	終点	重要な経過地
209	207 下市赤崎停車場線	西伯郡中山町大字下市	
		東伯郡赤崎町赤崎停車場	

停車場線

八頭郡船岡町大字船岡

鳥取県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	路線名	起点	点	重要な経過地
170	因幡船岡停車場線 東積赤崎停車場線	八頭郡船岡町 (県道若桜船岡線との交点)	西伯郡中山町大字東積 東伯郡赤崎町赤崎停車場	
127				

鳥取県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年三月二十八日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十九号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を次のとおり完了するので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第百四号）第六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名	工事区分	工事期間	工事種類	工事完了の期日
溝口町道 莊中祖線	日野郡溝口町古市字極楽山三八 八の三から同町古市字岩田八四	九の三まで	改築	昭和四十七年 三月三十日

鳥取県告示第二百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年三月十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

申請人及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
八頭郡家町福本 二三五	八頭郡家町大字福本字落石西分一四ノ六	幅員 四・九〇 メートル
三好保治	一六ノ二	延長 八八・〇〇 メートル
	一七ノ二	
	一四ノ六	
地先農道	一六ノ二	

鳥取県告示第二百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年三月十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

鳥取県知事 石破二朗

申請人及び氏名	道路の位置の廃止場所	廃止する道路の幅員及び延長
米子市東町七五 株式会社 小田ふとん店 代表取締役 雄	米子市東町九ノ七	幅員 四・〇〇 メートル
	九ノ二三	延長 二三・四五 メートル

鳥取県告示第二百三十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき昭和三十九年十二月四日指定した道路の位置の一部を次のとおり廃止したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

申請人及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市東町七五 株式会社 小田ふとん店 代表取締役 雄	米子市東町九ノ七	幅員 四・〇〇 メートル
	九ノ二三	延長 二三・四五 メートル

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年三月十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

00045

る。

昭和四十七年三月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称
鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業

二等大路第一類第七号 安長南限線

三 事業施行期間
事業地

昭和四十四年五月二十日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地
鳥取市岩吉字西上美田及び字東上美田、徳吉字沢田、字三嶋田及び字
壱町ヶ坪並びに安長字国分田、字梅登、字大磯及び字箕浦地内